

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－１１ <u>地域における利用者サービスの維持・確保に向けた取組</u> Ⅱ－１１－１ <u>意義</u> <u>組合がどのようなサービスを提供するかについては、利用者の利便性や採算性を考慮した、各組合の経営判断によるものである。</u> <u>他方、一定のサービス（貯金の受入れ・払出し・各種相談対応等）について、地域の利用実態やニーズを踏まえ、利用者の利便性に十分配慮しつつも、適切かつ効率的な業務運営を行いながら、様々な関係者と連携の下、店舗ネットワークの再編等の検討を進めることが重要である。</u> Ⅱ－１１－２ <u>基本的な考え方</u> <u>組合は、店舗ネットワークの再編等の検討を進める際に、利用者サービスの維持・確保に向けた取組等を進めることが期待されている。</u> <u>（参考）取組の例</u> ・ <u>過疎地域における他業種との共同店舗の設置や移動店舗の活用を通じた利用者の現金取扱機会の維持・確保</u> ※ <u>例えば、組合が業務委託を行う際、委託先事業者の店舗内に利用者と通信することを目的とした通信端末機器を設置し、当該機器を通じて組合が利用者に手続の説明等を行うことや、当該事業者が利用者に当該機器の設置場所等を案内することも考えられる。</u> ・ <u>現金輸送の委託・共同化、その他利用実態を踏まえた店舗運</u>	Ⅱ 組合監督上の評価項目 （新設）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>営の見直しを通じた持続可能なサービス提供体制の構築</u> ・ <u>地域の拠点施設との連携による、組合の利用者サービスに資するまちづくり支援</u> <u>Ⅱ－１１－３ 監督手法・対応</u> <u>組合による利用者サービス維持・確保に向けた取組事例を把握する観点から、ヒアリング及び通常の監督事務等を通じて確認することとする。</u>	

附 則

この通知の改正は、令和８年８月３日から適用する。